

2010年6月15日

日 本 銀 行

「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融調節の円滑を確保しつつ、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」を別紙2のとおり制定すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)

成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融調節の円滑を確保しつつ、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給に関する基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）、短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 貸付方式

電子貸付とする。

5. 貸付期間

特に必要と認められることから1年以内の期間とする。

6. 貸付利率および利息の徴収

- (1) 貸付利率は、貸付実行日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）とする。
- (2) 利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付実行日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7. 貸付実行日および借り換え

- (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成24年6月30日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。
- (2) 貸付先が希望する場合には、9.に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。ただし、借り換えの回数の上限は、3回とする。

8. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、9.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

9. 貸付限度額等

- (1) 貸付総額の上限は、3兆円とする。
- (2) 貸付先毎の貸付額の上限は、1,500億円とする。
- (3) 貸付実行日毎の貸付総額の上限は、借り換えにかかるものを除き、1兆円とする。
- (4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、各貸付先から提示を受けた11.に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて貸付先が行う期間1年以上の融資または投資についての、別に定める一定期間の新規実行額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合

には、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資または投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額と、当初貸付金額を比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

10．貸付受付期限

9．(4)に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成24年3月31日以前に限る。

11．成長基盤強化に向けた取り組み方針

成長基盤強化に向けた取り組み方針は、貸付対象先が策定した融資または投資の取り組み方針であって、別紙に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

12．担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成28年6月30日をもって廃止する。

(別紙)

成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件

1. 資金使途が以下に該当するなど成長基盤強化に資する期間1年以上の融資または投資を行う取り組み方針であること。

研究開発
起業
事業再編
アジア諸国等における投資・事業展開
大学・研究機関における科学・技術研究
社会インフラ整備・高度化
環境・エネルギー事業
資源確保・開発事業
医療・介護・健康関連事業
高齢者向け事業
コンテンツ・クリエイティブ事業
観光事業
地域再生・都市再生事業
農林水産業、農商工連携事業
住宅ストック化支援事業
防災対策事業
雇用支援・人材育成事業
保育・育児事業

2. 融資先および当該投資資金を用いて事業を行う者が、国内居住者(政府および地方自治体ならびに本行の当座預金取引先および本行の当座預金取引先以外の金融機関等(日本銀行法第37条第1項に規定する金融機関等をいう。))を除く。)、または、外国法人のうち国内に事業所を有し、かつ、国内において上記に該当するなど成長基盤強化に資する事業を行う者であること。
3. 本行が本資金供給の趣旨等に鑑み不相当と認める特段の事情がないこと。

成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2.）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先および株式会社日本政策投資銀行から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

のとする。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成28年6月30日をもって廃止する。